墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２２年１１月２９日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第３３号

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例（昭和３１年墨田区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「７９万円」を「７８万７，０００円」に改める。

付　則

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。